

スポーツの審判員に対する顕彰の実施について

平成 28 年 6 月 3 日
スポーツ庁次長決定
平成 29 年 4 月 24 日一部改正
令和 5 年 1 月 26 日一部改正

(趣旨)

- 1 スポーツの審判員として、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げるなどにより、また、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献することにより、我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者に対する顕彰の実施については、スポーツ功労者顕彰規程（昭和 43 年 1 月 14 日 文部大臣裁定）第 2 条第 4 項ハに定めるもののほか、以下に定めるところによる。

(スポーツ審判員として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者についての基準)

- 2 スポーツ審判員として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者については、以下の基準により審査を行い、当該基準を全て満たす者とする。
 - ア 現役の審判員であること。
 - イ 過去 5 年間に於いて、最も権威のある最高位の国際的な大会において、審判を行った実績があり、かつ、主審もしくは審判員団の長としての職を務めたことがあること。
 - ウ 国際審判員の資格取得後 5 年を経過していること。
 - エ 審判員制度の創設や改正または審判員の育成について優れた功績があること。
 - オ 過去に本顕彰を受けていないこと。ただし、過去に推薦のあった競技団体とは異なる競技団体からの推薦である者はこの限りではない。

(被顕彰候補者の推薦)

- 3 (1) 規程等に基づきスポーツ審判員として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者に対する顕彰を実施する場合は、被顕彰候補者について、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年 8 月 7 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下「JOC」という。）又は公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和 40 年 5 月 24 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下「JPSPA」という。）に推薦を依頼するものとする。
 - (2) 3 (1) による候補者の推薦に当たっては、JOC 加盟（もしくは承認、以下同じ。）競技団体、又は、JPSPA 内部組織である日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）加盟競技団体が作成した功績調書（様式）を徴収するものとする。

(被顕彰候補者の審査)

- 4 3 により推薦された候補者の審査は、3 (2) により徴収した功績調書に基づき行うものとし、必要に応じて JOC 又は JPSPA から意見を聴取するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月30日から施行する。